平成２４年（フ）第１９３号
仙台市泉区南中山４丁目23番地の４
債務者　三浦　圭一
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
仙台市宮城野区出花２丁目65番地の２　コーポ萩野302
債務者　加藤　育世
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
仙台市青葉区落合４丁目６番10―302号
債務者　佐藤　優希
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２号
京都府長岡京市馬場川原37番地１　ハウスカーメル２―202
債務者　鶴谷　敏秀
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
京都市伏見区羽束師菱川町569番地１　ディオ・フェルティ向日東514号
債務者　加藤絵美子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
京都市山科区大塚北溝町34番地の25
債務者　荒生　尚子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１５号
兵庫県高砂市神爪４丁目４番４号
債務者　明定　茂男
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３４号
兵庫県姫路市花田町加納原田446番地６、従前の住民票上の住所静岡県磐田市安久路１丁目19番地14　1402
債務者　高岡　　優
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５９号
兵庫県姫路市飾磨区下野田２丁目558番地
債務者　二口　瑛人
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１３号
兵庫県姫路市町坪字丁田176番地１　ホーユウパレス姫路802、住民票上の住所兵庫県姫路市大津区平松８番地６
債務者　桂　　由美
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１２２号
兵庫県姫路市広畑区蒲田11番地　市営蒲田住宅３棟3503号室、従前の住所兵庫県姫路市栗山町62番地２　ブレス宝祥1102
債務者　中山俊光こと　鄭　　甲秀
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１３１６号
広島市中区江波南２丁目17番５号
債務者　吉梅百合枝
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５８号
広島市佐伯区五日市町大字下河内27番地１301
債務者　堂本　一恵（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２号
大分県別府市大字亀川1169番地の16
債務者　阿部　　訓
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
千葉県鴨川市宮1519番地98　サンクレメンテ
債務者　中村　忠好
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１２号
千葉県南房総市白浜町白浜5757番地
債務者　渕辺　義幸
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第１３号
千葉県安房郡鋸南町竜島275番地
債務者　秋山　定輔
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月29日まで
千葉地方裁判所館山支部